

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 10 月 12 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 22 年 10 月 12 日 (火) 午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
平成 22 年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験の最終結果発表について
- 3 請願審査
受理番号26 横浜市立高等学校定時制の拡充を求める請願
受理番号27 採択された自由社版歴史教科書の訂正版教科書の配布要求を発行者に行
うことを求める請願
- 4 審議案件
教委第 29 号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開催いたします。
始めに会議録の承認を行います。前回、平成 22 年 9 月 28 日の会議録署名者は、野木委員と奥山委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら後ほど事務局までお伝えください。
次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

【教育長一般報告】

山田教育長

- 1 市会関係
 - 9/28 本会議（第 4 日目）
 - 9/28 国際文化都市特別委員会
 - 9/29 決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

それではまず市会の関係でございますが、9 月 28 日、本会議の第 4 日がございます。手数料条例、補正予算議案の提案等、追加議案の提案が行われ、質疑と委員会の付託がなされたところでございます。

あわせて同日、国際文化都市特別委員会が開催をされまして、「市民レベルでの国際交流のあり方」等について議論がなされております。

翌日、9 月 29 日、決算第一・決算第二特別委員会の連合審査会がございました。この中でも教育委員会に関するその質疑等が行われております。

- 2 市教委関係
 - (1) 主な会議等
 - 10/5 第 3 回全体校長会

- (2) 報告事項
 - 平成 22 年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験の最終結果発表について

市教委の関係でございますが、まず 10 月 5 日、今年度に入って第 3 回目の全体校長会を開催いたしております。

報告事項が 1 件ございます。平成 22 年度に実施しました「横浜市立公立学校の教員の採用候補者選考試験の最終結果発表について」、これは後ほど担当からご説明をさせていただきます。

以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、別途所管課から説明とありました「平成22年度横浜市立公立学校教員採用候補者選考試験の最終結果発表について」説明をお願いします。

伊藤教職員人事部長

おはようございます。教職員人事部長の伊藤でございます。よろしくお願いたします。それでは、お手元に資料をお配りいたしましたけれども、平成22年度教員採用候補者選考試験最終結果発表についてご報告申し上げます。詳細については、教職員人事課長から説明させていただきます。

重内教職員人事課長

おはようございます。教職員人事課長重内でございます。よろしくお願いたします。それではお手元の資料でございますが、本日付で最終結果の発表をさせていただくということでございます。

概要でございますが、今年度の教員採用候補者選考試験の最終合格者につきましては、全体で846人で、昨年度と比べて141人減となっております。全体の倍率は、昨年度が4.2、今年度は4.3となっております、0.1ポイント増となっております。

点線囲みの中が受験区分別となっております。小学校は合格者449人、倍率にしまして3.7倍ということになりました。これは、昨年度より0.9ポイント増となっております。中学校につきましては、全体で304人、倍率は5.1倍でございます。こちらは昨年度より1.8ポイント減となっております。それから特別支援学校、合格者73人でございます。倍率は2.8倍、昨年度より2.2ポイント減となっております。最後に養護教諭でございますが、合格者20人、倍率は10.7倍、昨年度と比べまして0.1ポイント減となっております。

その下でございますのが、実施状況でございます。小学校等につきましては同じでございますが、中学校は教科別を書いてございます。最低の倍率は理科の2.7倍、最高が音楽の16.0倍となっております。

裏面につきましては、選考区分別の合格者となっております。こちらのほうは一般選考から特別選考Vまでございますが、それぞれご確認をいただければと思います。

以上でございます。

今田委員長

はい。説明が終了しました。ご質問ございましたらどうぞ。

野木委員

男女別の比はわかりますか。

重内教職員人事課長

はい、わかります。合格者の男女比なのですが、全体では、男性が約4割、女性が約6割となっております。これは例年と同様の割合でございます。

小学校につきましては、男性が約3割、女性が約7割。中学校につきましては、男性が約6割、女性が約4割。特別支援学校につきましては、男性が約4割、女性が約6割。養護教諭につきましてはすべて女性です。

今田委員長

中学の数学と理科で倍率が低いですね。理数科離れと言われていますが、過去もこのような倍率ですか。

重内教職員人事課長

理数の倍率が低くなるのは、傾向的には例年のことでございます。ただ、新学習指導要領でも理数の時間が増えるということも影響して合格者の数が増えております。

今田委員長	去年よりは、合格者の数は少し増やしているんですね。
重内教職員人事課長	そうですね。その分ということもございます。
小濱委員	上の枠の中ですが、中学校・特別支援学校・養護教諭いずれも倍率がやや減っております。ここ数年の傾向でしょうか。
重内教職員人事課長	教科にもよりますが、全体の傾向としまして、昨年度の倍率がものすごく高くなってしまった教科については、横浜市を避けるというような傾向がございます。そういうところで少し下がるということも出てきます。
小濱委員	特にここ数年でずっと減ってきているわけではないんですね。
重内教職員人事課長	はい、ずっと下がっているということではありません。
小濱委員	そういう傾向が見られるようですと、人気がなかったのかと心配になります。
重内教職員人事課長	募集の人数、データを見る限りでは、今年度だけ減っているという形です。
野木委員	あと2点聞きたいのですが。1つは、外国籍の方はいらっしゃいますか。
重内教職員人事課長	いません。
野木委員	それは応募できないということですか。
重内教職員人事課長	試験は受けられます。 ただし、国籍条項がございますので、同じような扱いはさせていただきますが、採用のときには講師という形で採用されます。
野木委員	特に最近外国の方が増えていきますから、外国の先生もたくさんとればいいのではないかと思いました。今、講師としてどのくらいいらっしゃるのでしょうか。
重内教職員人事課長	4～5人です。
野木委員	それはそれで問題だと思いますが、知・徳・体・公・開の「開」で、横浜市は非常に外国人の比率が増えてきていますし、これから先も増えると思います。ですから、外国籍の先生がいらっしゃると、問題とかいろいろな面でいいのではないかと私は思います。 それからもう一点ですが、応募者、募集数が650人で合格者数が846人というのは、20%以上違います。昨年もお聞きしたのですが。辞める人などでこれぐらいの誤差が出るとおっしゃるんですが、最初から例えば800人として、それで846人ならわかりますが、この650人で846人というのは、企業で採用します

と、何人というのはちゃんとしますし、微妙な差異はあるかもしれませんが、こんなに差のつくことはないんでね。

「ああ、横浜市は 650 人しか採用しないのか」と、そうしたら、「ああ、じゃあ、やめとこうかな」とか、何かあると思います。いつもすごい差があるものですから、非常に気になっております。

重内教職員人事課長

昨年度もお話しさしあげたと思いますが、募集数につきましては、その募集の時点で計算をするということが一つございます。合格者数につきましては、9月の時点で退職者ですとか、定年退職者のほかに普通に退職される方というのは、予測をもう一度立て直しまして数を積算するということになります。

募集の時にはいろいろな考え方がありますが、例えば小学校で 380 人ということで募集させていただいていますが、それよりも少なくとると、また横浜市を敬遠するというような傾向も出てまいります。募集した数は必ずとるという確実な線を設定しています。

そのため、ご指摘のように 20%ほど違ってしまふ、かなりのずれが出てしまうのですが、募集の時にはとれる確実な線というのを設定しております。

野木委員

でも毎年大体そういう傾向が出ているわけですから、学習していただいて、そしてそんなにずれないように数にしないといけないと思います。私の感覚では何かすごく変ですね。

今田委員長

そのほか質問よろしいですか。

奥山委員

逆に合格はしたけれども、実際にその横浜市のほうの教職員にならない方もいらっしゃるのでしょうか。そのあたりも見越して 20%ということなのでしょうか。

重内教職員人事課長

一応 20%ぐらいは辞退率がございます。

奥山委員

そしてもう一つ、やはり横浜の場合は、かなり地方からも応募があるのかなと思います。地方と関東圏の割合はどのようになっていますか。

重内教職員人事課長

はい。割合でいきますと、神奈川県、県内の方の割合が 50%ぐらいです。それ以外が 50%ぐらいで、関東ということになりますと、65%ぐらいです。

中里委員

裏面の選考を枠別に集計したのですが、教職経験者の枠があります。合格者が小学校で 58 人、中学校で 83 人とありますが、教職経験者は、小学校では何人受験しているのでしょうか、中学校では何人でしょうか。

昨年も意見を言わせていただいたのですが、今年も各学校を訪問していく中で、非常に優秀な臨任がやはり不合格だったという声を、何校かで聞きました。2年～3年臨任をして校長が非常にすばらしいという判断をしても、なかなか受からない。優秀な人が受かっていないということが、非常に私は残念で仕方がないのです。本人が選考で点をとれなかったことが一番問題なのかもしれないですが、実績を積み上げているという点はいかがなのでしょうか。

伊藤教職員人事部長	<p>臨任職員は一般の人よりは若干優遇はさせていただいております。</p> <p>先生がおっしゃったように、何年間か臨任で仕事し、非常に学校現場で評判がいい先生もいます。そういう方々をどのように反映させるかについては今も内部で検討させていただいておりますが、「このようにします」と、まだそこまで詰まっていませんが、今、先生おっしゃられたようなお話は学校長にもお聞きしています。</p>
中里委員	<p>非常勤と臨任については、校長意見具申を年に数回提出しております。そこで多岐にわたる項目について校長の観察した内容を書きますので、職務をやっていく上で大事なのかというところを参考にさせていただければ救われるのではないかと考えております。</p>
今田委員長	<p>それに関連して、採用試験がものすごく難しいのか、極めて基本的なことを聞いているのではないのか。学校現場で随分、臨任で評判がいいといわれますが、採用選考試験で合格を求めているものがものすごいレベルの高いものなのかどうか、いつも気になっています。</p> <p>専門的はかなり高過ぎる知識を求めているのでしょうか。学校現場で「いやあ、よくやってくれている」という気持ちは大事なことだと思いますが、これから先生として子供たちに対応していく中で基本的に求められるものを試験では求めているのだと思います。ですからその部分を一緒に考えてしまうとどうなのかなと思います。</p>
中里委員	<p>ギャップがあるのかもしれないね。</p>
今田委員長	<p>だからそれだけ頑張っているのだとすると、その選考試験に対してしっかり勉強してもらおうということもまた大事ではないのかなという気がします。</p>
中里委員	<p>そうですね。もちろんそこは十分承知しております。それで、何とか合格させて、各学校で集中講義のように指導もされているようです。</p>
今田委員長	<p>そういう覚悟の人に、いわゆる傾向と対策みたいなことを皆さんがアドバイスすることも大事なことなのでしょう。</p>
山田教育長	<p>基本的に採用試験ですから公平でないといけません。前提として試験で能力実施をしますということで、その試験に当たっては公平でなくてはいけないというのがまず前提としてあります。したがって、例えば一次試験で基本的な知識・技能について、それが欠けていたら、やはり人に教える仕事ですから、そこはもう一回努力をしてもらうしかないと思います。</p> <p>二次試験等に上がってきた場合には、当然その能力実証というのが例えばペーパー試験だけではないわけですし、そこでいろんなその面接等を通じて確認もしますし、もし、学校等で臨任などをされているのであれば、そこでの評価も当然聞きます。そういう総合的な中で決めていきます。</p> <p>ただ、今すばらしい指導をされて、あるいは教育をして、では実際に採用されてそのまま続くかということ、必ずしもその保証の限りでないところも実はあります。したがって、採用の時点と試験の時点とその後の一定の時期を見ないといけません。その過程の中では、委員会としても、あるいは学校としても、その教員を育てていくことの務めも当然起きてくると思います。必ずしもすべて</p>

が100%の試験ではありませんが、そのつもりで実施しております。

あと人数の件ですが、関東一円は同じ日に試験を実施しますから、横浜に来たい人はもちろんそこで来ますが、北海道、九州あるいは大阪などから受けに来られる可能性があります。そこでかけ持ちされると、やはり自分のふるさとで勤めたいということで、辞退をされるケースもあります。

その年の定年退職だけでなく、普通退職などで教職を辞めた方などは試験を実施する段階でなかなか固まらない部分が実はあります。その部分を若干、安全率として見ておきますし、当然、その採用された後も、さまざまな事由で教職をやめられていく方もいらっしゃいますから、多少の余裕は見ています。そういう理由で非常に増えたような数字になっていますが、最終的には比較的、妥当な数字に落ちついているのかなと思っています。

そのほか、外国人の方は、国籍条項等の一定のルールに基づいて採用いたしておりますので、特別な試験を実施するなどはなかなか難しい状況にあると思っています。

今田委員長

いろいろ大変でしょうけれども頑張ってください。東京都も東北地方など倍率の低い地域でいい先生を確保するための工夫をやっているようですが、オールジャパンでももう少し本当は増やさなくてはいけないのでしょうかね。35人学級を入れる覚悟でいると、やはり教育学部の範囲を大きくし、それから質の問題も含め、最初のころの研修もきちっといろいろ力を入れる必要がありますね。

それではよろしゅうございますか。

それでは本件については、結果の発表ということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは次に議事日程に従い、請願審査等に移ります。

受理番号26の請願書について、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長

おはようございます。指導部長の漆間でございます。横浜市立高等学校の定時制の拡充を求める請願が出ておりますので、請願の趣旨、その考え方について、木田課長より説明申し上げます。

木田高校教育課長

横浜市立高等学校定時制の拡充を求める請願について。請願者、かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会、ほか10団体連名でございます。

請願項目としまして、1. 横浜市立高校定時制を拡充し、県と協議して希望者全員が入学できる枠を作ること。2. 県教育委員会と協議し、横浜市域の定時制高校空白地域となっている鶴見、港北方面に適正配置すること。3. 横浜市立の定時制で学ぶ生徒がきめ細かな指導を受けられるよう35人以下学級を守り、なおかつ適正規模校とすること。

なお、本件について口頭での陳述を要望しております。

考え方としまして、平成17年2月に定めた「横浜市立高校再編整備計画後期計画」、及び平成22年度までの「横浜市立高等学校改革推進プログラム」において、横浜総合高校の教育内容、教育方法及び教育環境の充実を行っていくこと、戸塚高校定時制は当面の間、志願状況の推移を見守りながら対応していくこととしています。

請願項目にありました、1. 2. 定時制を含め、市立高校の定員は毎年、神奈川県と協議して決めております。請願項目3. 今後もきめ細やかな指導が受けられるよう、取り組んでまいります。

今後とも市立高校の整備については、時代や市民のニーズに応じた高校教育を

推進してまいります。
以上でございます。

今田委員長 所管課から説明がありました請願に対する考え方について、意見陳述の要否も含めまして、何かご意見・ご質問がございましたらどうぞ。

小濱委員 請願項目の3番に、「35人学級を守り」とありますが、実質上これは現在、もっと生徒数は少ないのではないのでしょうか。

木田高校教育課長 現状、戸塚高校の定時制に関しては、1クラス35人で募集しております。4クラス、140人の定員です。

小濱委員 ということは、過密だとかそういうことはないということですよ。今、考え方向いまして、私は特にその意見陳述の必要はないのではないかとこのふう判断いたしますけど。

今田委員長 よろしいですか。本件について何か質問ございませんか。よろしいですか。それではご質問等がなければ、今、委員からお話あったように、意見陳述を認めないこととしてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では意見陳述を認めないこととします。次に採択ですが、事務局の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 ではそのようにいたします。それでは、事務局の考え方を採用し、不採択といたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。次に、受理番号27の請願書について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長 「採択された自由社版歴史教科書の訂正版教科書の配布要求を発行者に行うことを求める請願」が出ております。指導主事室長より、請願項目及び考え方について説明申し上げます。

齊藤指導主事室長 指導主事室長の齊藤でございます。受理番号27番、「採択された自由社版歴史教科書の訂正版教科書の配布要求を発行者に行うことを求める請願」。請願者、横浜教科書採択連絡会、請願代表者・高橋進さんです。

請願項目でございます。まず1点目、自由社に対し、早急に教科書の回収と訂正版教科書の発行・配布を要求すること。2点目、自由社に対し、訂正版教科書配布までの当面の訂正措置として、訂正シールまたは正誤表の配布を要求し、子どもたちが誤ったまま教えられることのないようにすること。3点目、自由社版歴史教科書を使用する各学校及び教員に対して、記述の誤りが多数あることを知らせ、注意を促すこと。

考え方でございます。教科用図書検定規則では、検定を経た図書について誤記

等があることを発見したときは、発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならないとされております。また、訂正内容の通知につきましては、同規則実施細則の規定により、発行者が行い、周知に努めなければならないとされております。したがって、請願の趣旨には沿いかねます。

以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

ご質問がなければ、受理番号 27 の請願書については所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは事務局の考え方を承認し、不採択といたします。
なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思っております。
それでは次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りいたします。

教育委員会第 29 号議案「訴訟等に関する教育長臨時代理について」は訴訟案件であるため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは 29 号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

高橋総務課長 はい。ご報告申し上げます。次回の教育委員会臨時会でございますが、10 月 26 日火曜日の午前 10 時から開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。
以上でございます。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会臨時会は 10 月 26 日火曜日の午前 10 時から開催することとします。

それでは本日の審議案件は非公開案件のみですので、傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長 特になければ、これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前 10 時 40 分]